

令和8年度第1回

尼崎市男女共同参画審議会 会議録（要旨）

- 日時：令和8年7月7日（火）午前10時～正午
- 場所：尼崎市役所北館4階 4-1会議室
- 出席委員：委員9名（◎＝会長）
木本委員、高松委員、田野委員、徳山委員、友田委員、◎中里委員、三宅委員、山口委員、與那嶺委員
事務局4人
文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課職員2人
オブザーバー
女性センター所長
- 関係所管：なし
- 傍聴者：3名

1 開会

2 議事

(1) 会長、副会長の選任について

友田委員から昨年度も会長を務められた中里委員を会長にとの発言があり、異議なく中里委員が会長に就任した。

また、副会長は会長一任という三宅委員からの発言を受けて、中里会長より武田委員を副会長にという発言があり、異議なく武田委員が副会長に就任した。

— 諮 問 —

(2) 「第5次尼崎市男女共同参画計画」策定に係るスケジュールについて

事務局：———資料をもとに説明———

(3) 部会設置について

委員：今年度は男女共同参画計画の策定と、第3次配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画の進捗状況調査を行う必要がある。スケジュール案では、部会2～3回で計画答申に向けた「たたき台」をとりまとめ、部会の検討結果を受けて、全体会で審議する予定としている。このスケジュールで円滑に審議を進めるために、計画策定部会、及びDV部会を設置したいと思うが、よろしいか。

委員：——— 異議なし ———

委員： それでは、異議もないようなので、部会を設置することとする。部会メンバー及び部会長については、審議会規則第5条の規定により、会長指名により組織することとなっている。計画策定部会について、私としては、専門知識を活かせる学識経験者を中心に、私を部会長として構成したいと考えているがよいか。

委員： —— 異議なし ——

委員： では、私が指名した学識経験者4名と私で「計画策定部会」を組織することとする。

次に、DV部会についても、専門知識を活かせる学識経験者を中心に、私を部会長として構成したいと考えている。DVについて高いご見識をお持ちの友田委員、徳山委員を指名したいと考えているが、良いか。

委員： —— 異議なし ——

委員： では、私が指名した3名で「DV部会」を組織することとする。

(4)「第4次尼崎市男女共同参画計画」の成果と課題について

事務局： ——資料をもとに説明——

委員： モニタリング指標実績一覧の保育施設等待機児童数が令和7年度は6人だったのに対し、令和8年4月1日現在では0人になったということで、引き続き0人を維持していったほしい。

委員： ここ数年は男性の育児休業取得に向けた施策や実態について研究してきた。尼崎市の男性職員は、30日以上の子育て休業取得者の割合が高く、全国的には2週間程度の取得者が多いことを踏まえると、この「30日間」という期間は全国的に見ても長期であり、他の自治体へも良い影響を与える存在になり得る。育児休業取得を予め見越した職員採用や、職場内の仕組みづくりができているからこそ、このような成果に繋がっているのではないかと思う。

委員： 私が経営している法律事務所では、女性弁護士や職員が自分の子どもを職場に連れてきて仕事をしているが、業務上特に支障は出ていない。子ども連れでも問題ない職場においては、こうした働き方もある。

委員： 職場に子どもを連れてきて仕事をするのは、親の立場では助かる面もあるだろうが、その場所が子どもの生育環境として適切であるかということも考える必要がある。職場内に保育施設を設けるなど、育休を取得しなくても職場で子どもを預かることができる仕組みがあれば、男女関係なく仕事をしながら子育てができる環境が整うのではないか。

委員： 育児休業の取得は労働者の権利であるが、並行して「育児と仕事を両立できる環境」を整備することも重要である。「休む権利の保障」と「働く環境の整備」のバランスを取ることは難しい課題ではあるが、組織としては、この

両面からサポートしていく必要がある。

委員：自営業で鉄工所を経営しており、独身の男性社員が多い。尼崎市の男性職員の育児休業の取得期間は、どの程度が最も多いのか。また、復職するタイミングで元のポジションに戻れているのか。

事務局：1年以上育児休業を取得する男性も増えてきている。パートナーと同時に取得するケースや交互に取得するケースなど、家庭の状況によって様々である。育児休業の取得期間が1か月程度であれば、その間は周りの職員がフォローし、元の部署に戻るケースが一般的であるが、取得期間が1年程度であれば、代替職員が配属され、復職時に本人の意向や職場の状況も踏まえて協議調整している。元の職場が残業の多い部署である場合は、本人が元の職場への復職を希望しないケースもある。

委員：市役所だからこそできることもあると思うが、そのノウハウを広めていけると良い。

委員：以前、夜勤のあるシフト制の職場で働いていた。育児休業の制度はあって、会社としては取得を推奨していたが、現場の実態としては、特に男性が取得するのは難しいという状況だった。市役所においても、例えば清掃業務などの技術的な部署では取得が難しいのか。

事務局：清掃業務などは既に民営化しているので、技能労務職員の採用は行っていない。

また、過去に採用した職員の中には、年齢的に子育て世帯はほぼいない。

委員：私の会社でも、男性社員の育児休業取得期間は1か月程度が最も多く、その間は周りがフォローしているが、取得期間が長期の場合は、他の部署から応援に来てもらっている。会社としては、男性の育児休業取得率100%を目指している。

(5)「第5次尼崎市男女共同参画計画」の方向性について

事務局：——資料をもとに説明——

委員：国の「第6次男女共同参画基本計画」においても、女性の所得向上と経済的自立を重要課題の一つに掲げている。また、普段の活動で関わっているシングルマザー達には貧困家庭が多く、食料支援やお米券の配布、トレピエでの洋服のお譲り会は好評であった。女性の所得を増やす、貧困をなくす取組として、困難な問題を抱える女性への支援に関する視点も計画に盛り込んでほしい。市民の貧困の割合を数字で表すことができればなおよい。

事務局：現行のDV対策基本計画にはそういった支援が色濃く反映されるが、女性の所得を増やすことと言えば、男女共同参画計画の施策体系案では、「3（1）働きたい・働きたい女性への支援の充実」に含まれる。困難女性支援法に関

する施策となると、所管局は福祉局になる。

委員：男女共同参画計画とDV対策基本計画が1本になっている自治体もあるが、尼崎市は男女共同参画計画とDV対策基本計画が分かれている。ただ、DV対策基本計画に基づく取組も、男女共同参画計画と同様に本審議会で審議していることから、トレピエで実施している具体的な事業内容の進捗状況についても本審議会において確認することができる。

委員：今後に期待する。

委員：これまでもDV被害女性の家族の貧困がクローズアップされてきた。今後も取組の進捗状況を追っていく必要がある。

事務局：本市において、男女共同参画計画とDV対策基本計画を分けている理由は、計画で扱う範囲を広げることで、内容が薄まるからである。例えば、男女共同参画計画の中に貧困女性、障害者女性などへの支援も含めてしまうと、PDCAサイクルが回しづらくなり、結果として効果的な進捗管理が難しくなってしまう。全てを男女共同参画審議会で議論するのではなく、福祉計画や子育てアクションプランなど分野ごとに審議する場があるので、安心してほしい。貧困女性などの支援については、主となる福祉局の連携先としてトレピエがあるというイメージである。

委員：DV被害者女性の支援をしており、物価高の厳しさを肌で感じている。物理的な貧困も問題であるが、自己評価の低さゆえに加害者から逃げられなかったり、逃げた後も前向きになれないなどの心の貧しさも問題である。やはり、子どもを養育しているのは女性が多いので、女性の貧困については、計画策定部会やDV部会においても意見していく。

次に、施策体系案の「2 学校園における男女共同参画の推進」について、(1) は子どもたちに対する教育、(2) は教職員への研修であると思うが、2つに分ける理由は何か。

事務局：両方とも教育委員会の所管であるが、(1) の子どもたちに対する教育は学校教育部が、(2) の教職員への研修は教育総合センターが所管であり、セクションが分かれているため、施策体系案の方針も分けている。

委員：私が審議会委員を務めている他市でも、子どもたちに対する教育と教職員への研修は柱を分けて記載した方が良いという議論があった。教員自身の行動が変わらないと、子どもたちに正しい知識を教えることができない。

委員：小学校の現場で教職員への研修講師を務めているが、ここ10年で現場の先生方の意識も変わってきている。例えば、子どもたちの呼び方は、男の子も女の子も「さん」で統一し、男女に分ける必要のない場面では、男女混合の名簿を使用している。各教科の教科書などの教材にも、そういった意識が反映されてきている。

- 委員：教育委員の立場から言うと、教育総合センターは多くの研修メニューが用意されているが、男女共同参画に関する研修はコア内容に入っているのか。5年生頃から性的違和を訴える子もいるので、任意受講ではなく、必須の研修として教員の意識や知識を高めていってほしい。
- 委員：子どもたちに対する教育や教職員への研修は、モニタリング指標の対象にはならぬのか。
- 事務局：指標には入っていないが、本審議会での毎年の進捗状況確認の中で、各学校からの報告内容をモニタリングし、取組内容について不足している部分があれば、教育委員会に対して、審議会意見としてフィードバックしている。
- 委員：中学校での部活動については、全国的に地域部活動へ移行しているところであり、本市においては、教育委員会が関わる「直営地域クラブ」と教育委員会が認定する「認定地域クラブ」があるが、地域で部活動を担うとなれば、学校の先生方と同じく、その指導者たちへの研修なども必要ではないか。
- 委員：地域の指導者への研修の項目を施策体系案の基本目標2「学校園等における男女共同参画の推進」方針（3）に追加するのも一つの手ではないか。
- 委員：地域に移行した後も、市として一定関わっていく必要があると思う。
- 事務局：直接行政が指導するなどして関わるができる部分と難しい部分がある。発信や啓発を諦めることなく続けていくことが重要であると考えている。今後、必要に応じて、本審議会に地域クラブ活動の所管課の出席を求めることも検討したい。
- 委員：地域の指導者への研修の項目を方針に追加するかなどの詳細は、今後実施する計画策定部会の中で検討しても良いと思う。
- 委員：高齢女性の健康対策については、現計画の基本目標4「生涯にわたる健康対策」に該当すると思うが、新しい施策体系案では、どの基本目標や方針に含まれるのか。
- 委員：基本目標3（1）「働きたい・働き続けたい女性への支援の充実」はかなり限定的な表現であるように思う。
- 事務局：基本目標3を「ライフステージに応じて全ての人が希望に応じて」と全年齢をカバーできるような表現にしている。
- 委員：基本目標3は、案の表現を変えると女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置付けられないのか。
- 事務局：限定的に見える部分については、施策体系の説明の部分で補足することもできると考える。
- 委員：施策体系の基本目標や方針の表現を限定的なものにしてしまうと、視点が抜け落ちているように見える。少なくとも施策体系の説明の部分でフォローする必要がある。

- 委 員 : 基本目標 3 (1) の「働きたい・働きたい女性への支援」とは、社会での労働のみならず、地域活動なども含めた「自分らしく生き続けるための支援」と解釈していた。
- 委 員 : 現計画の冊子 P. 10 の「自分を大切に」のイラストには、高齢女性も入っている、新しい計画にも是非入れてほしい。
- 委 員 : 新しい施策体系案には、現計画の基本目標 1 (5) 「ジェンダー不平等の解消に向けた相談と支援」が含まれていないように見えるが、トレピエで実施しているこういった相談や支援は重要な役割を果たしているのではないかな。
- 事務局 : 新しい施策体系案の基本目標 3 (1) 「働きたい・働きたい女性への支援」に含まれると考えている。トレピエで実施している相談等のほか、当課では男女共同参画社会づくりに関する申出処理制度や人権相談、市民相談担当が実施している人権相談など、様々な部署にまたがっている。ワンストップではないが、相談のきっかけとなる間口は広い方が良い。
- 委 員 : 現計画のような形でもう少し強調した方が良いのではないかな。
- オブザーバー : 同じくそう思う。基本目標 3 (1) 「働きたい・働きたい女性への支援」は働くことに特化して見えるので、「ジェンダー不平等の解消に向けた相談と支援」の項目は特出しした方が望ましい。
- 事務局 : 「ジェンダー不平等の解消に向けた相談と支援」の取組は、横断的な色合いが強く、フィールドで分けるのが難しい。
- 委 員 : 基本目標 3 (1) は女性活躍推進の色合いが強く、働くことがベースになっているように見えるが、文言を工夫すれば良いのではないかな。
- 事務局 : 友田委員からのご意見を参考に、基本目標 3 (1) 「働きたい・働きたい女性への支援」の「働きたい・働きたい」の表現を「自分らしく生きられる、自分らしく生きることができる」といった表現に変えることで、「ジェンダー不平等の解消に向けた相談と支援」の要素も入れることができる。
- 委 員 : 本日出た意見を踏まえて、今後実施する計画策定部会において基本目標等の文言を修正し、次回の審議会で結果を報告する形にしたい。
- 委 員 : 尼崎市には、児童館など子どもの声を拾える場所はあるか。
- 事務局 : 子どもの居場所としては、市内の全市立小学校に「こどもクラブ」があったり、各生涯学習プラザでは、職員が話しかけたり相談に乗るなど、ユース交流センターのサテライト機能も果たしているので、子ども達の身近なところで目配りできていると思う。
- 委 員 : 計画の指標の確定は計画策定部会の中で良いかな。
- 事務局 : そのようにしたい。

(6) その他

委 員 ：他に何かあるか。

事務局 ：第1回計画策定部会は8/6（木）14時から、第2回計画部会は9/10（木）14時から、同じ市役所4-1会議室での開催を予定している。

第2回の男女共同参画審議会は11月頃に予定しているので、後日、日程調整の連絡をする。

委 員 ：本日はこれで閉会する。

以 上